

議案第 95 号

あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年あきる野市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 35 条第 3 項中「同条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と」を削る。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「「法第 19 条第 1 号に」を「「同号に」に、「法第 19 条第 1 号又は」を「同条第 1 号又は」に改め、「総数」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と、「」を加える。

第 51 条第 3 項中「法第 19 条第 1 号又は第 3 号」を「同号又は同条第 3 号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第 3 号」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。